

○議長（茅沼隆文）

次に日程第6 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

それでは、報告第12号を御覧ください。

報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月15日、開成町長、府川裕一。

町は、道路構造物の損壊により、道路境界標が車道上へ移動し、通行した車両のタイヤをパンクさせた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金1万1千137円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県南足柄市在住の方でございます。詳しい番地、氏名については、個人情報のため差し控えさせていただきます。

本事故の概要でございますが、参考のとおり、平成30年9月25日午後10時30分ごろ、開成町吉田島4345-4番地先、町道302号線道路橋のL型側溝の肩部分が損壊し、隅切に設置していた道路境界標が外れて、路上に移動し、道路境界標を固定するピンが上側となり、通行した車両の後輪左側タイヤにピンが刺さり、パンクさせたものでございます。

次のページの資料1に、事故発生の位置図及び付近図、その次のページの資料2に、被災車両の状況、外れた道路境界標の写真を添付してございます。

事故の発生後、相手の方から御連絡いただき、直ちに現場並びに被害の状況を確認させていただきました。その後、判例等に基づき、損害賠償の額について交渉をさせていただき、本件金額にて示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定の法律上、町の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のものを定めることに基づき、専決処分を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回の専決処分については理解しているのですが、これは流れ的なものでちょっとお聞きしたいのですけれども、タイヤに刺さってパンクしました。これは流れ的に、役場に直接連絡が来るものなのか、警察に届けて、被害届を提出して、この損害賠償の手続に入って、専決処分にくるのか。この流れ的な経過というのかな、ルールというのかな、例えば、行政側がこれを受け付ける場合、これは開成町という標識が出ているから、開成町のものというのは分かるのですけれども、処理するに当たって、被害届を添付した中で、あれしてくださいよとか、そういうのが、ルール的なものがあるのかどうか、そこら辺を1点お聞きしたい。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。今回の損害賠償の額の支払につきましては、町が加入してございます、損害賠償の責任保険により、手続を進めているというところでございます。今回について、相手の方から直接町のほうに御連絡をいただきまして、その状況等を確認して、示談に向けて交渉させていただいたと。その中で、警察が入って、事故証明等については、保険等、会社とも調整した中で、特段そこまでは必要ないという中では、町と直接相手方という中で、交渉進めてきたというところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。その辺の基準的な部分というのがあるのかどうか、今聞いたのですけれども、金額がこれは1万1千円ちょっとなので、たかがしれているといえましょうけれども、これがもう少しだった場合とか、仮に専決処分対象ではなかった場合、それ以上になった場合の手続の問題も出てくると思うのですよ。この保険で賄われるからいいんだよではなくて、やはり手続的なルールというのを踏んでいかないと、どういう経過で、どういう事故が起きて、どう処理をしたのだというのは、後でも分かるような状況というのをつくっていかなくちゃいけないのかなというふうに感じたので、どんなルールで運用しているのかなということ、なければ今後検討していかねばいけないのかなというふうには思うのですけれども、そこら辺を。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

お答えいたします。基本的には、交通事故と同じですよね。相手方が、町の原因によって、損害を受けたのだと。これを弁償してほしい。それを原因が完全に町にあるかどうかというのは、一つの判断は、保険屋さん、保険の部分も、それなりの第三者的な判断をもっていますから、そこでの調整の中で、これは町のほうが原因者が特定

できるし、保険のほうも適用になりますよという形の中で、町としても、それはこれ以上争っても利益にならないと判断した場合は、保険も適用になるし、賠償していくと。額については、これはもちろん基準があるわけではなくて、示談ですから、相手方の言い分と、こちら側の言い分と、折り合いがついたところで額が決定していく。個人の方のそういう部分と、特段その違いというのは、それほどない。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

補足させていただきます。それから、額の件ですが、先ほど街づくり推進課長のほうから説明がありましたとおり、50万円を超えれば、当然議案として、こちらに出させていただきます。経過等説明した中で、議会に承認をいただくということになりますので、50万円以下の場合については、町長の専決処分の中で、今回については、明らかに町の標識であるので、町の責任だということも明確にありましたので、こういう流れになっているということで御了解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回の件は明らかなので、分かるのですけれども、仮にこの曖昧な部分が出たときのルールというものがあるのかないのかというのを、ちょっと聞いたのですけれども、これ境界標に開成町と書いてあるから、明らかに分かるのですけれども、これが分からなかった場合、誰の判断で、誰の決定で物事が進んでいるのかという経過的なものが、やはりちゃんとしたルールの中でやっていかないと、保険で出るからいいよという簡単なやりとりではいけないのかなというふうに思ったので、そういうルールがあるのかというのを確認したいのと。今後、いろいろな想定した場合に、そういうのも必要ではないのかなというふうに感じたので、そこら辺の答弁をしてもらいたいなど。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それも先ほどまちづくり部長が申し上げましたが、被害の状況というのは千差万別、いろいろな事故、それから、事故によっては、ルールづくりができるほどの件数が、これまでの積み上げであるかということ、そこも難しいところがございます。よりどころにしているというのは、保険会社の判断ということで、保険会社には、全国各地での事例、前例がございますので、その中でももちろんある程度の前例に基づいた判断がされるということで、第三者的な目も入った中での町の責任があるのかどうかということも含めまして、保険会社の調整の結果を参照させていただいているということでございまして、町単独でルールづくりといっても、冒頭申し上げましたとおり、千差万別の状況に全て対応するというのは難しいと思っておりますので、まずは保険

会社の判断を尊重させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかによろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、ないようですので、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了といたします。